

資料② 実務経験について

【指定施設における実務経験の範囲】

下記の指定施設において、**精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に1年以上従事した後**、入学する者については、「精神保健福祉援助実習」及び「精神保健福祉援助実習指導」の履修を免除することができるかとされています。指定施設に該当するかどうかは下記をご参照ください。

（相談援助の業務）

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することが要件となります。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

【1. 病院・行政関係施設】

①医療関係施設

施設種別	職種	番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A-1
	相談員 (医療ソーシャルワーカー等)	A-2
	看護師	A-3
	臨床心理技術者	A-4
病院(注1)	精神科ソーシャルワーカー	A-5
	相談員 (医療ソーシャルワーカー等)	A-6
	看護師	A-7

診療所 (注1)	臨床心理技術者	A-8
	精神科ソーシャルワーカー	A-9
	相談員 (医療ソーシャルワーカー等)	A-10
	看護師	A-11
	臨床心理技術者	A-12

(注1) 精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科を標榜しているものに限る。

※病棟における食事の介助や入浴介助等の業務は、実務経験としては認められません。

②行政関係機関・施設

施設種別	職種	番号
保健所	精神保健福祉相談員	B-1
	社会福祉士	B-2
	精神科ソーシャルワーカー	B-3
	心理判定員	B-4
	保健師	B-5
	看護師	B-6
	臨床心理技術者	B-7
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	B-8
	社会福祉士	B-9
	精神科ソーシャルワーカー	B-10
	心理判定員	B-11
	保健師	B-12
	看護師	B-13
	臨床心理技術者	B-14
市区町村 (精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る)	精神保健福祉相談員	B-15
	社会福祉士	B-16
	精神科ソーシャルワーカー	B-17
精神保健福祉センター	心理判定員	B-18
	精神保健福祉相談員	B-19
	社会福祉士	B-20
	精神科ソーシャルワーカー	B-21
	心理判定員	B-22
	保健師	B-23
	看護師	B-24
	臨床心理技術者	B-25

③法務省設置法及び更生保護事業法に基づく施設

施設種別	職種	番号
保護観察所(注2)	社会復帰調整官	C-1
	保護観察官	C-2
更生保護施設(注2)	補導に当たる職員	C-3
	更生保護委託等 支弁基準第7条に 第2項に規定する 福祉職員	C-4
	薬物専門職	C-5

(注2) 精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る。

【2. 障害者総合支援法に基づく障害者関係施設】

①障害福祉サービス事業を行う施設

施設種別	職種	番号
生活介護を行う施設 (注3)	生活支援員(注4)	D-1
	就労支援員	D-2
	サービス管理責任者	D-3
自立訓練を行う施設 (注3)	生活支援員(注4)	D-4
	就労支援員	D-5
	サービス管理責任者	D-6
就労移行支援を行う 施設(注3)	生活支援員(注4)	D-7
	就労支援員	D-8
	サービス管理責任者	D-9
就労継続支援を行う 施設(A型・B型) (注3)	生活支援員(注4)	D-10
	サービス管理責任者	D-12
就労定着支援を行う 施設	就労定着支援員	D-13
自立生活援助を行う 施設	サービス管理責任者	D-14
	地域生活支援員	D-15
共同生活援助を行う 施設(注3) (共同生活介護であ った期間も含む)	相談援助業務を行っ ている職員	D-16
短期入所を行う施設 (注3)	相談援助業務を行っ ている職員	D-17
重度障害者等包括 支援を行う施設 (注3)	相談援助業務を行っ ている職員	D-18
一般相談支援事業を 行う施設※相談支援事 業を行う施設であった期 間を含む(注3)	相談支援専門員	D-19
特定相談支援事業を 行う施設※相談支援事 業を行う施設であった期 間を含む(注3)	相談支援専門員	D-20
地域活動支援センター (注3)	指導員	D-21
障害者支援施設 (注3)	生活支援員(注4)	D-22
	就労支援員	D-23
	サービス管理責任者	D-24
福祉ホーム(注3)	管理人	D-25

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

(注4) 介護等の業務を行う生活支援員(生活指導員)・指導員とし
ての実務経験は除く。

②改正前の法律に基づく施設

施設種別	職種	番号
精神障害者地域生活 援助事業を行う施設 (注3)	世話人	E-1
精神障害者社会復帰 施設(注3)	精神障害者社会 復帰指導員	E-2
	管理人	E-3
知的障害者援護施設 (注3)	生活支援員	E-4
児童デイサービス (注3)	相談援助業務を行っ ている職員	E-5

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するも
のに限る。

③指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設種別	職種	番号
精神障害者地域生活 支援センター	精神障害者社会復 帰指導員	F-1
精神障害者地域移行 支援特別対策事業	地域体制整備コー ディネーター	F-2
	地域移行推進員	F-3

【3. その他の法定施設等】

①児童福祉法に基づく機関・施設

児童が利用者である施設においては、精神障害がある障
害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害
者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務
も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、
精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経
験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務
経験の対象とはなりません。

施設種別	職種	番号
児童相談所(注3)	児童福祉司	G-1
	受付相談員	G-2
	相談員	G-3
	電話相談員	G-4
	児童心理司	G-5
	児童指導員	G-6
	保育士	G-7
母子生活支援施設 (注3)	母子支援員	G-8
	少年を指導する職員	G-9
児童家庭支援センター (注3)	相談員(児童・母子 家庭等に対し、福祉 に関する相談・援助 を行う職員)	G-10

児童自立支援施設 (注3)	児童自立支援専門員	G-11
	児童生活支援員	G-12
	職業指導員	G-13
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)(注3)	児童指導員	G-14
	保育士	G-15
	職業指導員	G-16
	児童発達支援管理責任者	G-17
児童養護施設(注3)	心理指導担当職員	G-18
	児童指導員	G-19
	保育士	G-20
福祉型障害児入所施設※知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む(注3)	児童発達支援管理責任者	G-21
	児童指導員	G-22
	保育士	G-23
乳児院(注3)	児童発達支援管理責任者	G-24
	児童指導員	G-25
	保育士	G-26
障害児相談支援事業を行う施設(注3)	児童発達支援管理責任者	G-27
障害児相談支援事業を行う施設(注3)	相談支援専門員	G-28
障害児通所支援事業を行う施設(医療型児童発達支援を除く)※児童デイサービスであった期間を含む(注3)	相談援助業務を行っている職員	G-29

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

②生活保護法に基づく施設

施設種別	職種	番号
救護施設(注3)	生活指導員	H-1
更生施設(注3)	生活指導員	H-2

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

③社会福祉法等に基づく機関・施設

施設種別	職種	番号
福祉事務所 (注3)	査察指導員	I-1
	身体障害者福祉司	I-2
	知的障害者福祉司	I-3
	老人福祉指導主事	I-4
	現業員	I-5
	家庭児童福祉主事	I-6
	専任の家庭相談員	I-7
	面接員に相当する職員	I-8
	婦人相談員	I-9
	母子・父子自立支援員	I-10

福祉事務所 (注3)	母子・父子自立プログラム策定員	I-11
	就業支援専門員	I-12
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会(注3)	福祉活動専門員	I-13
	相談援助業務を行っている職員(注4)	I-14

(注4) 主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく施設

施設種別	職種	番号
広域障害者職業センター(注3)	障害者職業カウンセラー	J-1
地域障害者職業センター(注3)	障害者職業カウンセラー	J-2
	職場適応援助者	J-3
障害者就業・生活支援センター(注3)	主任就業支援担当者	J-4
	就業支援担当者	J-5
	生活支援担当職員	J-6

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

⑤知的障害者福祉法に基づく機関

施設種別	職種	番号
知的障害者更生相談所(注3)	知的障害者福祉司	K-1
	心理判定員	K-2
	職能判定員	K-3
	ケースワーカー	K-4

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

⑥発達障害者支援法に基づく機関

施設種別	職種	番号
発達障害者支援センター(注3)	相談支援を担当する職員	L-1
	就労支援を担当する職員	L-2

(注3) 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

⑦その他の法定施設等

施設種別	職種	番号
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	M-1
スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設又は、活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	M-2
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設(申請し、承認してもらうには数ヶ月間必要です)	P16の相談援助の範囲の条件を満たす相談援助業務を行っている職員	M-3

※「精神保健福祉士法施行規則」(平成10年厚生省令11号)最終改正：平成24年3月30日厚生労働省令第63号を参照に作成しておりますが、今後も改正される場合がございます。実務経験でご不明な場合はお問い合わせください。

